

合併の効果

人件費の削減効果

特別職等

現在の6市町村の特別職（三役および教育長）の合計人数は21人ですが、合併後の人数を5人とした場合16人の減少となり、報酬額は平成16年度見込額と比べ、年額2億1,092万円あまりの削減が見込まれます。

議員

議員報酬は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に規定する合併後2年間の在任特例を活用し、鉦路市の議員報酬額とした場合、平成16年度見込額と比べ、合併後2年間は年額4億2,040万円あまりの増加が見込まれますが、在任特例の適用後となる平成19年度以降は年額2億0,849万円あまりの削減が見込まれます。

委員

現在の6市町村の各種委員の合計人数は115人ですが、合併後の人数を21人とした場合94人の減少となり、報酬額は平成16年度見込額と比べ、年額5,819万円あまりの削減が見込まれます。

職員

職員給は、60歳定年、合併後5年間の補充率を25.0%、平成36年度の職員数を1,695人となるものと設定した場合、平成16年度見込額と比べ、平成17年度では年額2億1,561万円、同じく平成26年度では年額27億4,032万円あまりの削減が見込まれます。

■特別職給与の削減効果（対平成16年度）（単位:千円）

区 分	平成17年度	平成26年度
特 別 職 給 与	△ 210,921	△ 210,921

（特別職等の人数）（単位:人）

区 分	平成15年度	平成17年度	平成26年度
特別職等の人数	21	5	5
市町村長	6	1	1
助役	7	2	2
収入役	2	1	1
教育長	6	1	1

■議員報酬の削減効果（対平成16年度）（単位:千円）

区 分	平成17年度	平成26年度
議 員 報 酬	420,401	△ 208,486

（議会議員の人数）（単位:人）

区 分	平成15年度	平成17年度	平成26年度
議会議員の人数	108	108	38
議 長	6	1	1
副議長	6	1	1
議 員	96	106	36

注）平成15年度の「議会議員の人数」は、平成15年8月31日現在の各市町村の議会議員の条例定数です。また、在任特例適用後の「議会議員の人数」は、地方自治法の上限数（38人）と設定しています。

■委員報酬の削減効果（対平成16年度）（単位:千円）

区 分	平成17年度	平成26年度
委 員 報 酬	△ 58,189	△ 58,189

（委員の人数）（単位:人）

区 分	平成15年度	平成17年度	平成26年度
委員の人数	115	21	21
監査委員	12	2	2
教育委員会委員	23	4	4
農業委員会委員	80	15	15

注）平成17年度以降の「委員の人数」は、鉦路市の定数（21人）と設定しています。

■職員給の削減効果（対平成16年度）（単位:千円）

区 分	平成17年度	平成26年度
職 員 給	△215,612	△ 2,740,323

（職員の人数）（単位:人）

区 分	平成15年度	平成17年度	平成26年度
職員の人数	2,478	2,397	2,008

注）平成15年度の「職員の人数」には、一部事務組合（消防組合、広域連合）の職員が加算されています。

行政経費の削減効果

■行政経費の削減効果（対平成16年度）（単位:千円）

区 分	平成17年度	平成26年度
物件費（委託料以外）	△ 83,333	△ 833,328
補助費等（補助交付金）	△ 21,120	△ 211,205

物件費（委託料以外）は、合併後15年後に類似団体と同額になるものと設定した場合、平成16年度見込額と比べ、平成17年度では年額8,333万円、同じく平成26年度では年額8億3,333万円あまりの削減が見込まれます。

また補助費等（補助交付金）は、合併後20年後に類似団体と同額になるものと設定した場合、平成16年度見込額と比べ、平成17年度では年額2,112万円、同じく平成26年度には年額2億1,121万円あまりの削減が見込まれます。

合併支援策

財政支援措置	支 援 内 容	活用可能額
合併特例債	「市町村建設計画」に基づいて行う一定の公共施設の整備事業に要する経費や地域住民の連帯強化等のための基金積立（※地域振興基金）に要する経費については、合併特例債を起すことができ、充当率は対象事業費の95%で、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。	（建設事業分） 458.3億円 （基金造成分） 38.0億円
合併直後の臨時的経費に対する財政措置	合併直後に必要となる、行政の一体化（コンピュータ・システムの統一）や住民サービスの水準の調整等に要する経費について、通常の普通交付税に上乗せが行われ、合併後5年間で均等に措置されます。	（5年間の合計額） 25.8億円
合併に関する格差是正に対する特別交付税措置	合併年度又はその翌年度から3年間にわたり、 ア）合併を機に行うコミュニティ施設の整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、 イ）公共料金の格差是正、 ウ）公債費負担の格差是正、 エ）土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要について、特別交付税により包括的に措置されます。	（3年間の合計額） 5.9億円
合併市町村補助金	平成17年3月31日までに合併した市町村を対象とし、合併に伴い必要な事業として「市町村建設計画」に位置付けられた合併市町村内の交流・連携及び一体性の強化のために必要な事業に要する経費について、人口規模により算出される合併市町村ごとの額の合計額を上限として3年間で限度として補助が行われます。	（3年間の合計額） 8.1億円